

第78号議案

八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 例設定について

八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例を次のとおり設定するものとする。

平成26年9月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第29条）

第3章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、八王子市における養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を

営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。
- 3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業（以下「社会福祉事業」という。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者への虐待の防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。
- 6 養護老人ホームは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。
- 7 養護老人ホームは、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

第2章 設備及び運営に関する基準

（職員の配置の基準）

第4条 養護老人ホームは、次に掲げる職員を市規則で定める基準により置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営が見込まれるとともに入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を、その他市規則で定める養護

老人ホームにあつては市規則で定める職員を置かないことができる。

- (1) 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）
- (2) 医師
- (3) 生活相談員
- (4) 支援員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員、事務員その他の職員

（職員の資格要件）

第5条 施設長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第6条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（施設長の責務等）

第7条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

3 施設長は、当該養護老人ホームの職員に次条、第9条、第15条から第24条まで及び第26条から第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

（生活相談員の責務等）

第8条 生活相談員は、作成した処遇計画に沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、市規則で定める業務を行わなければならない。

2 生活相談員は、入所者について、心身の状況、置かれている環境、本人及び

その家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、当該入所者に係る処遇計画を作成するとともに、処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第9条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう職員の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、職員の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(構造設備の一般原則)

第10条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(規模)

第11条 養護老人ホームの規模は、20人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上）の人員を入所させることができるものでなければならない。

(居室の定員)

第12条 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(設備の基準)

第13条 養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）でなければならない。ただし、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、市規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた養護老人ホームの建物の場合は、この限りでない。

2 養護老人ホームは、次に掲げる設備を市規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 宿直室
- (11) 職員室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 霊安室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
(設備の専用)

第14条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第15条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員

- (4) 入所者の処遇の内容
 - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (6) 緊急やむを得ない場合に第17条第4項に規定する身体的拘束等を行う際の手続
 - (7) 非常災害対策
 - (8) その他施設の運営に関する重要事項
- (入退所)

第16条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者の居宅における生活の可能性について常に留意しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、本人及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、退所後においても、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助その他の援助に努めなければならない。

(処遇の方針)

第17条 養護老人ホームは、入所者について、当該入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、心身の状況等に応じ、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。

- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、説明しなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、市規則で定める緊急やむを得ない場合を除

き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。

（食事）

第18条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

（生活相談等）

第19条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導、訓練その他の援助を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、要介護認定（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請その他の行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、常に入所者とその家族との連携及びその交流等の機会の確保に努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における自立的な生活に必要な援助を行わなければならない。

7 養護老人ホームは、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしななければならない。

8 養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じレクリエーションその他交流行事を行わなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第20条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合は、心身の状況、置かれてい

る環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。）を受けることができるよう必要な措置を講じなければならない。

（健康管理）

第21条 養護老人ホームは、入所者について、入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

（衛生管理等）

第22条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、市規則で定める措置を講じなければならない。

（協力病院等）

第23条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）を定めなければならない。

2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該養護老人ホームとの間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めなければならない。

（秘密保持等）

第24条 養護老人ホームの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームは、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、入所者又はその家族に関する情報を提供する際には、入所者の情報については当該入所者の同意を、その家族の情報については当該家族の合意を、あらかじめ、文書により得なければならない。

（苦情等への対応）

第25条 養護老人ホームは、入所者及びその家族からの処遇に関する苦情に迅

速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 養護老人ホームは、行った処遇について、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 養護老人ホームは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に協力しなければならない。

(地域との連携等)

第26条 養護老人ホームは、運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 養護老人ホームは、運営に当たっては、市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第27条 養護老人ホームは、事故の発生及び再発を防止するため、市規則で定める措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 養護老人ホームは、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第28条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携体制並びに地域との連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 養護老人ホームは、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第29条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から2年間保存しなければならない。

(1) 処遇計画

(2) 行った具体的な処遇の内容等の記録

(3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録

(4) 第25条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第27条第2項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第3章 雑則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する養護老人ホームのうち、平成18年4月1日前から存するもの（同日において建築中であつたものを含む。）における第12条の規定の適用については、同条中「1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは、当該養護老人ホームが昭和62年3月9日前から存する場合にあっては「原則として4人以下とする」と、それ以外の場合にあっては「原則として2人以下とする」と読み替えるものとする。

3 昭和62年3月9日前から存する養護老人ホームについては、第13条第2項第14号の規定は、当分の間適用しない。

4 昭和41年10月1日前から存する養護老人ホームについては、第11条及び第13条第1項（ただし書を除く。）の規定は、当分の間適用しない。

